平成２２年（フ）第４０号
滋賀県長浜市高月町東阿閉11番地１、前住所福岡市東区箱崎１丁目31番17号
債務者　堤　　秀輝
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで　大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
滋賀県長浜市八幡東町629番地
債務者　竹内　京子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで　大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第４５号
滋賀県米原市梅ケ原栄13番地　メゾンＫ―２―13号、前住所滋賀県米原市下多良１丁目107番地　リバーレイクヒルズ306号
債務者　中川　光義
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで　大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第４５１５号
大阪府東大阪市吉田本町３丁目３番32―1206号
債務者　古賀ひとみ
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６５０号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番６―911号
債務者　上田冨久美
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６７９号
大阪市西成区山王２丁目７番６号
債務者　杉野　信浩
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７８５号
大阪府八尾市上尾町２丁目10番地　岩田荘203号
債務者　宮崎　正志
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８０９号
大阪市都島区都島中通１丁目13番27―601号
債務者　坂下　京子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８４１号
大阪府茨木市総持寺台６番302号
債務者　荒井こと　**荒**井　嘉彦
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９４９号
大阪市淀川区新北野３丁目２番２―806号
債務者　竹村　勢子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９６８号
大阪府茨木市西中条町12番９号
債務者　皿谷　尚子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０１９号
大阪市城東区今福南１丁目２番13号今福マンション203号
債務者　吉村ヤヱ子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２９８号
大阪市平野区喜連東５丁目１番49―506号
債務者　大崎　高弘
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４３３号
大阪府高槻市沢良木町16番36号
債務者　髙橋　　保
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４８１号
大阪府豊中市服部西町３丁目12番20号
債務者　岩切　信彦
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５０５号
大阪市阿倍野区阪南町２丁目１番15―401号
債務者　板金　照子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５１７号
大阪府東大阪市稲葉１丁目７番５号東大阪山路病院、住民票上の住所大阪府東大阪市南四条町４番11号清水マンション302号
債務者　古匠　信次
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５６４号
大阪市城東区諏訪３丁目10番５号
債務者　渡邊　祐理
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部